

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱

（通則）

第1条 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（以下「業務改善助成金」という。）は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であつて、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は中小企業事業者から除く。

なお、大企業とは、中小企業事業者以外の者であつて、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者

二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者

三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者

四 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本条第2項第一号から第三号に該当する者が所有している中小企業事業者

五 本条第2項第一号から第三号に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員のを全てを占めている中小企業事業者

六 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業事業者

（交付の目的）

第3条 業務改善助成金は、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要し

た費用の一部を助成することにより、最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条の最低賃金をいう。以下同じ。）の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付する。

（対象事業者及び交付額）

第 4 条 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後 6 月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を別途定める期間中に、別表第 1 の申請コース区分ごとに定める第 2 欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であつて、交付決定の属する年度の 1 月 31 日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。）を行い、別表第 3 に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）を支出したときは、当該事業者に対して、国の予算の範囲内で業務改善助成金を交付する。

2 助成対象経費の下限は 10 万円とし、助成金の交付の額は、助成対象経費に別表第 1 の第 3 欄に定める助成率を乗じた額又は同第 4 欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第 5 欄に定める各コースの上限額のいずれか低い額とする。

なお、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、別途定める特例事業者に該当する場合であつて、引上げ労働者数が別表第 2 の第 1 欄に定める要件を満たした場合の上限額は、第 2 項に規定する「同第 4 欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第 5 欄に定める各コースの上限額」を「別表第 2 の第 2 欄に定める各コースの上限額」に読み替える。

4 業務改善助成金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、交付の対象としない。

一 様式第 1 号による申請書の提出日の前日から起算して 6 月前の日から第 13 条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第 1 項に定める賃金額を引き上げてから 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

二 過去に業務改善助成金の交付を受けた事業場であって、当該助成事業完了日以後の労働者の賃金額が当該助成事業において定めた事業場内最低賃金額を下回る場合

三 様式第 1 号による申請書の提出日の前日から起算して 1 年前の日から第 13 条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第 1 項に定める賃金額を引き上げてから 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合

- 四 様式第 1 号による申請書及び様式第 9 号による報告書の提出日から起算して過去 5 年以内に事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）から適正化法第 17 条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- 五 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
- 六 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合
- 七 様式第 1 号による申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合（ただし、交付決定までに納付を行った場合を除く。）
- 八 第 5 条に定める申請手続又は第 13 条に定める実績報告手続の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）している場合

ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

九 不正受給が発覚した場合に、所轄労働局長等が実施する事業主等の公表について同意していない場合

十 第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条に定める手続を実施した場合において、所轄労働局長から様式第 14 号により、申請書類等の補正等を命じられ、所轄労働局長が定める期限までに、不備の無い申請書類等が提出されない場合

（交付申請手続）

第 5 条 業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第 1 号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別途定める期間までに所轄労働局長に提出しなければならない。

一 助成対象経費の見積書

二 第 4 条第 3 項に規定する特例事業者に該当することを確認できる書類（業務改善助成金の交付を受けようとする事業者が特例事業者の適用を希望する場合に限る。）

三 助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長が提出を求める書類

2 前項の申請書に必要な事項が記載され、同項各号の書類が添付された場合は、施行令第 3 条第 1 項の申請書の記載事項及び同条第 2 項の書類が添付されたものとする。

3 中小企業事業者は、第 1 項の助成金の交付の申請をするに当たって、第 4 条第 1 項の事業完了期日について、やむを得ない事由により 1 月 31 日を超え 3

月 31 日までとする必要がある場合は、申請書に理由書を添えて所轄労働局長に提出しなければならない。

- 4 中小企業事業者は、第 1 項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 6 条 所轄労働局長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて相当の期間を定めて提出書類の補正を求め、現地調査等を行い、業務改善助成金の交付又は不交付の決定を行う。交付又は不交付の決定をしたときは、前条第 1 項の申請書が到達した日から起算して原則として 3 月以内に様式第 2 号により当該事業者に通知するものとする。

- 2 所轄労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 4 項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 所轄労働局長は、前条第 4 項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 所轄労働局長は、第 1 項による交付の決定を行うに当たって、第 4 条第 1 項

の事業完了期日について、やむを得ない理由があると認める場合は、3月31日を限度として当該期日を延長して交付決定を行うことができる。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げは、所轄労働局長が別に定める場合を除き、前条の通知を受けた日から15日以内に、所轄労働局長に対して書面により行わなければならない。

(契約等)

第8条 第6条第1項の決定を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、合理的な理由により事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の配分の変更その他申請書の内容を変更する場合においては、あらかじめかつ速やかに様式第3号による計画変更申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の申請に基づいて審査を行い、承認又は不承認をしたときは、同項の計画変更申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に様式第4号により当該事業者に通知するものとする。

(助成事業の廃止)

第10条 助成事業者は、第4条に規定する要件を満たすことができない場合は、速やかに様式第5号による事業廃止承認申請書を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 所轄労働局長は、前項の承認をしたときは、同項の事業廃止承認申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に様式第6号により当該事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 助成事業者は、予定の期間内に第4条に規定する要件を満たすことができないと見込まれる場合は、速やかに様式第7号による事業完了予定期日変更報告書を所轄労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから第13条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの交付に必要な行為の実施状況について、様式第8号による状況報告書をそれぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、助成事業者は、助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長から要求があったときは、速やかに当該要求に応じた報告をしなければならない。

(実績報告及び支給申請手続)

第13条 助成事業者は、申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に様式第9号による事業実績報告書及び第4条の要件を満たしたことを証明する書面（以下「報告書等」という。）並びに様式第10号による支給申請書（以下「支給申請書」という。）を所轄労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書等の提出期限は、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けたと

きは、前項の規定にかかわらず、その指定する日とすることができる。

- 3 助成事業者は、第1項の報告書等の提出を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定等)

第14条 所轄労働局長は、前条第1項の報告書等及び支給申請書の提出を受けた場合は、報告書等及び支給申請書の書類の審査及び必要に応じて相当の期間を定めて提出書類の補正を求め、現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、様式第11号により助成事業者に通知する。

- 2 前項の通知は、報告書等及び支給申請書が到達した日から起算して原則として20日以内に行わなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第12号により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所轄労働局長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、助成事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 所轄労働局長は、適正化法第 17 条に基づいて交付の決定を取り消した場合は、様式第 13 号により、助成事業者に通知するものとする。この場合において、既に業務改善助成金が交付されているときは、当該取消の対象となった助成事業者に対して、期限を定めて返還を命じなければならない。

2 所轄労働局長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第 1 項に基づく助成金の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第 17 条 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 助成事業者は、施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所轄労働局長の承認を受けなければならない。

所轄労働局長は、助成事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させる

ことができる。

- 2 施行令第 13 条第四号及び第五号の規定により厚生労働大臣が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

(補助金の経理)

第 19 条 助成事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに助成金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は施行令第 14 条第 1 項第二号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 中小企業事業者は、第 5 条に定める申請手続、第 7 条に定める申請の取下げ、第 9 条第 1 項に定める計画変更、第 10 条第 1 項に定める助成事業の廃止、第 11 条に定める事業遅延の届出、第 12 条に定める状況報告、第 13 条第 1 項から第 3 項に定める実績報告及び支給申請手続、第 15 条に定める消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還又は第 18 条第 1 項に定める財産の処分については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 21 条 所轄労働局長は、第 6 条に定める交付又は不交付の決定、第 9 条第 2 項に定める計画変更の承認又は不承認、第 10 条第 2 項に定める事業廃止承認、第 14 条第 1 項に定める交付額の確定、第 16 条に定める交付決定の取消等又は第 18 条第 1 項に定める承認について、中小企業事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(別表第1)

申請コース区分	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
	対象事業場	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額
①50 円コース	令和 7 年度地域別最低賃金以上令和 8 年度地域別最低賃金未満	50 円以上	【事業場内最低賃金 1,050 円未満】 4 / 5 【事業場内最低賃金 1,050 円以上】 3 / 4	1 人	30 万円（40 万円）
				2～3 人	40 万円（70 万円）
				4～5 人	70 万円
				6～7 人	90 万円
				8 人以上	110 万円
②70 円コース		70 円以上		1 人	40 万円（50 万円）
				2～3 人	50 万円（100 万円）
				4～5 人	130 万円
				6～7 人	180 万円
				8 人以上	230 万円
③90 円コース		90 円以上		1 人	90 万円（100 万円）
				2～3 人	150 万円（240 万円）
				4～5 人	270 万円
				6～7 人	360 万円
				8 人以上	450 万円

※ 第5欄の()内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象

(別表第 2)

特例事業者該当する場合の上限額		
申請コース 区分	第 1 欄	第 2 欄
	引上げ労働者数	上限額
①50 円コース	10 人以上	130 万円
②70 円コース		300 万円
③90 円コース		600 万円

(別表第 3)

生産性向上等に資する設備投資等の経費区分
謝金、旅費、借損料、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、 経営コンサルティング経費、委託費

(附則)

この要綱の規定は、令和 8 年 4 月 22 日から適用する。

ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに申請がなされたものの取扱いについては、
なお従前の例による。

(元号) ○年○月○日

○○労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL — —)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL — —)

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、
下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 _____ 円
- 2 事業の目的及び内容 _____
- 3 申請コース（①50 円コース、②70 円コース、③90 円コース）
※いずれかに○をすること。
- 4 特例事業者（①賃金要件、②物価高騰等要件、③該当なし）
※いずれかに○をすること。

（裏面に続く）

5 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

(1) ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
ア 免税事業者である	ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である
イ 簡易課税事業者である	エ ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

6 国庫補助金所要額調書（別紙1）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書（別紙2）
- 2 助成対象経費の見積書（二者以上）
- 3 特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第4条第3項に該当する場合）
- 4 申請前6月分（※）の賃金台帳の写し
（※）給与形態等によっては、6月分以上必要となる場合があります。
- 5 その他参考となる書類

別紙 1

国 庫 補 助 金 所 要 額 調 書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額 (D) に 助成率 (※ 1) を乗じた額 (1 円未満切 り捨て) E	基準額 (上限額) ※ 2 F	選定額 (E と F を比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (C と G を比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切り 捨て) ※ 3 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ 1 事業場内最低賃金 1,050 円未満の事業場にあつては 5 分の 4

事業場内最低賃金 1,050 円以上の事業場にあつては 4 分の 3

※ 2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 2 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※ 3 I 欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。)

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額		円		②企業全体で常時使 用する労働者の数		人								
		③本店所在地														
		④法人番号（個人事業主は記載不要）														
2 業務 改善等を行 う事業場	①事業場の名称															
	②労働保険番号		-													
	③雇用保険適用 事業所番号		- -													
	④所 在 地		〒													
	⑤電話番号								⑥常時使用する労働者の数		人					
	⑦事業内容															
		産業分類		大分類				中分類								
3 助成事業の概要																
(1) 賃金引上計画 [①50 円コース、②70 円コース、③90 円コース]																
※いずれかに○をすること。																
ア 常時使用する労働者 ※該当労働者全員の申請前の賃金状 況を記載すること（時間給又は時間 換算額順に記載願います。）。なお、 該当者が多く書き切れない場合は、 別紙（様式任意）に記入すること。		労働者職氏名 雇用保険被保険者番号		性 別	生年月日		採用 年月日		時間給又は 時間換算額							
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画 ※⑤引上げ額の該当者が 多く書き切れない場合は、 別紙（様式任意）に記入す ること。		①賃金計算期間														
		②賃金支払日														
		③引き上げる年月日 (元号) 年 月 日														
		④別表第 1 の第 4 欄又は別表第 2 の第 1 欄に基づく 引上げ労働者数 人														
		⑤引上げ額		氏名		引上げ額		円								
				氏名		引上げ額		円								
		氏名		引上げ額		円										
		氏名		引上げ額		円										

ウ 事業場内最低賃金 規定を定めた就業規則等（案）	第〇条 □□□・・・。		
(2) 事業実施計画			
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額	
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。 (記載内容例) (1)現状の作業方法(問題点)、所要時間等 (2)設備投資など業務改善計画の内容 (3)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果			
費用見込額合計		円	
(3) 事業完了予定期日※1 (元号) 年 月 日			
4 申請前6月間の解雇等の状況※2（交付要綱第4条第4項第一号関係）			
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第4条第4項第一号のニ関係）			有 ・ 無

	有の場合、助成金の名称			
6	過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第4条第4項第二号関係）			有 ・ 無
	有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		円	
7	労働関係法令違反の有無（交付要綱第4条第4項第三号関係）			有 ・ 無
8	補助金等の決定取消し等の有無（過去5年）（交付要綱第4条第4項第四号関係）			有 ・ 無
9	暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第4条第4項第五号関係）			有 ・ 無
10	破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第4条第4項第六号関係）			有 ・ 無
11	徴収金の滞納の有無（交付要綱第4条第4項第七号関係）			有 ・ 無
12	倒産の有無（交付要綱第4条第4項第八号関係）			有 ・ 無
13	不正受給の公表同意の有無（交付要綱第4条第4項第九号関係）			有 ・ 無
14	交付要綱第2条の要件を満たしていること			有 ・ 無
15	他の事業場における業務改善助成金の申請の有無（交付要領第2の6関係）			有 ・ 無
16	振込を希望する金融機関			
	金融機関名		支店名	
	口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			
17	その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

○労発雇均第○号

(元号) ○年○月○日

申請事業者 殿

○○労働局長 印

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定通知書

(元号) ○年○月○日付け申請のあった(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により、修正の} \end{array} \right.$ うえ、 $\left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により、修正の} \end{array}} \right\}$ 下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、平成23年4月1日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める経費（以下「助成対象経費」という。）であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{(元号) ○年○月○日申請書記載のとおり} \\ \text{2及び3のとおり} \end{array} \right.$ である。

2 助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、助成対象経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

・事業に要する経費	金	円
・助成金の額	金	円

3 助成金額は、交付要綱第4条第2項及び第3項に定める算定方法に基づいて行うものである。

4 助成事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

5 最低賃金法第14条及び第19条に定める最低賃金が改定された場合において、労働者の賃金額がこれら最低賃金の額を下回るときは、改定後の最低賃金の効力発生日以後の最初の賃金支払日に当該最低賃金額以上の賃金を労働者に支払っていなければ助成金の交付を受けることができない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）〇年〇月〇日とする。

7 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

※ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

○労発雇均第○号

(元号) ○年○月○日

申請事業者 殿

○○労働局長 印

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
不交付決定通知書

(元号) ○年○月○日付けで申請のあった中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
（業務改善助成金）については、交付しないことと決定したので通知します。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL — —)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL — —)

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業計画変更申請書

(元号) 〇年〇月〇日〇労発雇均第〇号をもって交付の決定を受けた標記補助金について
事業実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 変更を受けようとする理由
- 2 国庫補助金所要額変更調書（別紙）
- 3 事業変更計画書
- 4 その他参考となる関係資料

国庫補助金所要額変更調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対 象 経 費 支 出 予定額 D	対象経費支 出 予 定 額 (D) に助 成率(※1) を乗じた額 (1円未満 切り捨て) E	基準額 (上限額) ※2 F	選定額 (EとFを 比較して少 ない方の額) G	国庫補助 基本額 (CとGを 比較して少 ない方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000円未 満切り捨て) ※3 I	既交付 決定額 J	今回追加 (減少)額 (I－J) K
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金 1,050 円未満の事業場にあつては 5 分の 4

事業場内最低賃金 1,050 円以上の事業場にあつては 4 分の 3

※2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 2 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※3 I 欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。)

○労発雇均第○号

(元号) ○年○月○日

助成事業者 殿

○○労働局長 印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業計画変更承認通知書

（元号）○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、（元号）○年○月○日付けの申請に基づき、計画の変更を承認することと決定したので通知します。

○労発雇均第○号
(元号) ○年○月○日

助成事業者 殿

○○労働局長 印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業計画変更不承認通知書

（元号）○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、（元号）○年○月○日付けの申請に基づき審査したところ、計画の変更を承認しないことと決定したので通知します。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL - -)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL - -)

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業廃止承認申請書

(元号) 〇年〇月〇日〇労発雇均第〇号をもって交付決定を受けた (元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業について、廃止したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の廃止日

(元号) 年 月 日

3 事業を廃止する理由

様式第 6 号

○労発雇均第○号
(元号) ○年○月○日

助成事業者 殿

○○労働局長 印

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業計画廃止承認通知書

(元号) ○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した (元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業については、(元号) ○年○月○日付けの申請に基づき廃止を承認します。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL - -)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL - -)

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
事業完了予定期日変更報告書

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 (元号) 年 月 日

変更後 (元号) 年 月 日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	〇年度 受入済額	〇年度への要繰越額	不用額
円 ((元号) 〇年〇月〇日)	円	円	円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

住所 〒

代表者職氏名

$$(\mathbb{T}_{\text{EL}} \quad \quad \quad - \quad \quad \quad - \quad \quad \quad)_+$$

住所 〒

代理人氏名

$$(T_{\text{EL}} \quad \quad \quad - \quad \quad \quad -)$$

(元号) 年 月 日○労発雇均第○号をもって交付額確定の通知を受けた(元号)○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、(元号)○○年○月○日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

なお、下記の記載内容について、相違ありません。

第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから（元号）〇〇年〇月〇日まで

(該当あり ・ 該当なし) (注) いずれかに○をすること。

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほか、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL — —)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL — —)

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙 1）
- 2 事業実施結果報告（別紙 2）
- 3 賃金引上げを証する書面（賃金引上げ日から実績報告書提出日の前日までの期間における賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し
- 5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）
- 6 経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）
- 7 その他参考となる書類
- 8 業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

(元号) 〇〇年〇〇月頃

別紙 1

国 庫 補 助 金 精 算 書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費 支出済額 D	対象経費支 出済額(D) に助成率 (※1)を 乗じた額 (1円未満 切り捨て) E	基準額 (上限額) ※2 F	選 定 額 (E と F を比較し て少ない 方の額) G	国庫補助 基 本 額 (C と G を比較し て少ない 方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切 り捨て) ※3 I	交付決定額 J	国庫補助 受入済額 K	差引 過不足額 (K－I) L
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金 1,050 円未満の事業場にあつては 5 分の 4

事業場内最低賃金 1,050 円以上の事業場にあつては 4 分の 3

※2 別表第 1 の第 5 欄又は別表第 2 の第 2 欄に定める各コースの上限額

※3 I 欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。)

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額		円		②企業全体で 常時使用する 労働者の数		人										
		③本店所在地																
		④法人番号（個人事業主は記載不要）																
2 業務改 善等を行 った事業場	①事業場の名称																	
	②労働保険番号		-															
	③雇用保険適用事 業所番号		-															
	④所 在 地		〒															
	⑤電話番号												⑥常時使用する労働者数		人			
	⑦事業内容																	
		産業分類		大分類				中分類										
3 助成事業の実施結果																		
(1) 申請コース (①50 円コース、②70 円コース、③90 円コース) ※いずれかに○をすること。																		
(2) 賃金引上計画の実施結果																		
ア 事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果																		
(ア) 賃金計算期間																		
(イ) 賃金支払日																		
(ウ) 別表第 1 の第 4 欄又は別表第 2 の第 1 欄に基づく引上げ労働者数 人																		
(エ) 引上げ年月日及び額 (元号) 年 月 日 引上げ額 円 (円から 円へ)																		
イ 常時使用する労働者の賃金状況 ※該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。																		
労働者職氏名 雇用保険被保険者番号		性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後 の時間額	引上げ額										

ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書							
別添写しのとおり。							
(3) 事業実施計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）							
必要性、内容及び実施方法				実施時期		費用額	
※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。 （記載内容例） (1) 導入した設備投資等 (2) 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果 （導入前と比べて、どれくらい効果があったか等具体的に記入すること。）							
費 用 額 合 計						円	

4 申請前6月間から事業実績報告までの間の解雇等※の状況 (交付要綱第4条第4項第一号関係)		
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第4項第一号のニ関係)		
有 ・ 無	有の場合、助成金の名称	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無 (交付要綱第4条第4項第二号関係)		有 ・ 無
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		円
7 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第4項第三号関係)		有 ・ 無
8 補助金等の決定取消し等の有無(過去5年) (交付要綱第4条第4項第四号関係)		有 ・ 無
9 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第4項第五号関係)		有 ・ 無
10 破壊活動防止法の該当の有無 (交付要綱第4条第4項第六号関係)		有 ・ 無
11 倒産の有無 (交付要綱第4条第4項第八号関係)		有 ・ 無
12 不正受給の公表同意の有無 (交付要綱第4条第4項第九号関係)		有 ・ 無
13 交付要綱第2条の要件を満たしていること		有 ・ 無
14 他の事業場における業務改善助成金の申請の有無 (交付要領第2の6関係)		有 ・ 無
15 その他		

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(TEL - -)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(TEL - -)

(元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

支給申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額（詳細は、様式第 9 号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書」参照）

金 円

2 振込先（交付申請書と異なる振込先を希望する場合に記入）

金融機関名		支店名	
口座の種類（該当するものを○で囲んでください。）	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

○労発雇均第○号

(元号) 年 月 日

申請事業者 殿

○○労働局長 印

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付額確定及び支給決定通知書

(元号) ○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、(元号) ○年○月○日付け事業実績報告書及び(元号) ○年○月○日付け支給申請書に基づき審査をした結果、下記の金額を交付額として確定し、支給することを決定しましたので通知します。

記

支給決定額（交付確定額）

円

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

(注) 業務改善助成金により取得し、又は効用の増加した設備投資等について「財産処分」（交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等）を行う場合には、支給決定を行った所轄労働局長の承認が必要です。

「財産処分」は、必ず事前に支給決定を行った所轄労働局長の財産処分の承認を得た上で行ってください。「財産処分」の承認を得ず行われた場合、交付決定取消となる場合がございます。

(元号) 年 月 日

〇〇労働局長 殿

住 所 〒

事業場名

代表者職氏名

(Tel - -)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(Tel - -)

(元号) 〇年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 〇年〇月〇日〇労発雇均第〇号をもって交付決定を受けた (元号) 〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要国庫補助金等返還相当額)

金 円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付すること。

○労発雇均第○号
(元号) ○年○月○日

殿

○○労働局長 印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）
交付決定取消及び返還命令通知書

(元号) 年 月 日 労発雇均第 号で交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項の規定により、交付決定の全部を取消したので通知する。

なお、既に支給した下記 2 の金額については、同法第 18 条第 1 項の規定により下記 3 の期限までに返還することを命ずるとともに、同法第 19 条第 1 項の規定により(元号) 年 月 日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付することを命ずる。

また、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならない（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

記

1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限
(元号) 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記 2 の金額を国庫に納付すること。

○労発雇均第○号

(元号) 年 月 日

申請事業者 殿

○○労働局長 印

(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

提出書類補正通知書

(元号) ○年○月○日付けで提出の(元号) ○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）様式第○号については、提出書類に不備及び不足書類があるため、下記提出期限までに下記の書類について、不備の無い状態でご提出ください。

なお、下記期限内に提出がない場合、交付要綱第4条第4項第十号に該当し、

{ 不交付決定
交付決定取消 } の手続きを行う場合があることを申し添えます。

記

1 提出期限

令和○年○月○日（○）必着

2 提出書類

別紙のとおり。